

平成18年度 中小企業組合検定試験

問題と解答 (3) 組合会計 ③

— 全国中小企業団体中央会 —

第 3 問

(問 1)

次に掲げた文章は、組合に関する税法の取扱いを述べたものである。文中の□の中当てはまる語句を、解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 法人税の取扱いでは、組合が、その有する金銭債権の貸倒れ、その他これに類する事由による損失の見込額として、各事業年度において □ イ □ 経理により貸倒引当金勘定に繰入れた金額については、当該金額のうち、税法で定める金額に達するまでは □ ロ □ になる。
2. 印紙税の取扱いでは、組合が組合員に発行する □ ハ □ 及び組合員が組合に発行する □ ニ □ は非課税であるが、組合と組合員間の契約書は課税である。
3. 消費税の取扱いでは、組合が組合員から受ける賦課金について、組合が組合員に対して行う □ ホ □ の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって、資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定するのであるが、その判定が困難なものについて、継続して組合が資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、その賦課金を支払う組合員がその支払いを課税仕入に該当しないこととしている場合には、資産の譲渡等の対価に該当しないものとして取扱われる。
なお、この場合には、組合は組合員にその旨を通知するものとする。

(問 2)

下記事項により、B協同組合の法人税の税務申告に関し、解答用紙に指定する事項を解答欄に記入しなさい。なお、B協同組合は設立以来青色申告を行っている。

1. 当期は、自平成17年4月1日至平成18年3月31日の事業年度とする。
2. 損益計算書の税引前当期利益は、920,000円である。
ただし、税務調整事項は、3.4.6.の事項に限られる。
3. 当期の預金利子に係る所得税額で法人税の額から控除するものは、60,000円である。
4. 当期の預金利子に係る道府県民税利子割額は、20,000円である。
5. 前期以前で控除されなかった所得税額は、ない。
6. 当期の剰余金処分による利用分量配当は100,000円である。

〔解答〕

第 3 問

(問 1)

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
損 金	損 金	受取書 (領収書・ 領収証)	受取書 (領収書・ 領収証)	役 務

(問 2)

所 得 金 額	900,000円
法 人 税 率	22%
法 人 税 額	198,000円
控 除 する 所 得 税 額	60,000円
納 付 すべき 法 人 税 額	138,000円

(次号につづく)

インフォメーション

東京都中央会・多摩連絡所(立川)をご利用ください！

東京都中央会では、(財)多摩中小企業会館(立川市)に「多摩連絡所」を設置しています。
毎週火曜日には、組合の設立や運営、決算関係の手続きをはじめ、組合全般に関するご相談をお受けしています。お気軽にご相談、ご利用ください。

相談日 毎週火曜日 午前9時30分～午後5時
場 所 多摩中小企業会館 地下1階(立川市錦町2-2-32 ☎042-525-6811)

相談に来訪される方は、相談内容と来訪時間を本会振興課(☎03-3542-0040)まで、事前にご連絡いただければ幸いです。